

提供日 2026/01/16
タイトル 情報システム開発等の委託に係る入札参加停止期間の変更
担当 企画部 電子県庁課
連絡先 2408
TEL 054-221-2408



情報システム開発等の委託に係る入札参加停止期間の変更

令和7年12月に、静岡県情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準第2条第4号の規定に基づき、下記業者に対して入札参加停止措置を行った。県内で不正行為を行っていたため、第3条5号の規定に基づき、停止期間を変更する。

商項目号	大日コンサルタント株式会社
代表者氏名	代表取締役 市橋 政浩
本店所在地	岐阜県岐阜市薮田南3-1-21

・入札参加停止期間変更の理由

上記業者は、特定地方公共団体が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。この特定地方公共団体に県内市町が含まれていたため、停止期間を延長する。なお、上記業者は、課徴金の減免制度の適用を受けている。

・停止期間

変更前:令和7年12月25日から令和8年3月24日まで
変更後:令和7年12月25日から令和8年4月8日まで

(参考)

静岡県情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準第2条第4号

措置要件	措置期間
業務に係り独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月以上24か月以内

静岡県情報システム開発等の業務委託に係る入札参加等の停止基準第3条第4号
業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。